

東京医科歯科大学 iBSc プログラム派遣学生に関する規則

令和6年7月24日
規定第62号

(目的)

第1条 この規則は、インペリアル・カレッジ・ロンドン（以下「ICL」という。）が実施する学位取得プログラムである「Intercalated Bachelor of Science programme」（以下「iBSc」という。）へ派遣される学生（以下「iBSc 派遣学生」という。）の選考及び選考された iBSc 派遣学生に対する学業専念支援金（生活費相当額）からなる奨学金等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 iBSc 派遣学生は、心身共に健全にして学業優秀と認められるとともに、海外大学の学位取得に十分な意欲を有し、かつ派遣年度の4月1日時点で次のいずれかに該当する者とする。

- 一 医学部医学科 4～6年次
- 二 大学院医歯学総合研究科博士課程
医歯学専攻 MD - PhD（医学研究者早期育成）コース 1～3年次

(派遣人数)

第3条 iBSc 派遣学生は、原則として、年度を通じて3名とする。

(応募・選考方法)

第4条 iBSc 派遣学生への参加を希望する者は、指定された申請書を提出するものとする。

- 2 iBSc 派遣学生は、iBSc 派遣学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考し、教授会等の議を経て、学長が決定する。

(選考委員会の構成)

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。委員長は、一の委員が務め、選考委員会の議事進行を担う。

- 一 学長が指名する副学長又は副理事
 - 二 その他委員長が指名する者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(奨学金等の内容及び支給額)

第6条 奨学金等は次の各号に定める内容及び支給額とする。

- 一 iBSc 授業料 ICL が設定する授業料の額

二 学業専念支援金（生活費相当額） ICL が設定するロンドンにおける生活費標準額

（併給）

第7条 国立研究開発法人科学技術振興機構次世代研究者挑戦的研究プログラムに基づく研究専念支援金（生活費相当額）と研究費からなるフェローシップを受給する TMDU-SPRING 生は、前条第2号で定める支給額から当該フェローシップを差し引いた額を支給額とする。

2 前項に該当する学生のうち、クリニシャン・サイエンティスト養成支援制度に基づくクリニシャン・サイエンティスト養成支援金を併せて受給する学生は前条第2号の併給を不可とする。

（支給期間及び支給方法）

第8条 授業料は原則として大学が一括で ICL に納入する。

2 学業専念支援金（生活費相当額）の支給期間は iBSc が開講される毎年9月から翌年5月までの9カ月間とする。

3 学業専念支援金（生活費相当額）は原則として3カ月に一度、対象学生が指定する日本の銀行口座への振込により支給する。

4 前項の支給においては、派遣年度の9月1日時点の為替レートを使用するものとする。

（支給にかかる必要書類）

第9条 iBSc 派遣学生は、別に定める以下の書類を統合国際機構国際交流課学生派遣係に提出しなければならない。

一 誓約書

二 本学所定の振込に必要な様式

（義務）

第10条 iBSc 派遣学生は、以下の義務を果たすものとする。

一 iBSc の提供するカリキュラムに基づき学業、研究に専念すること。学業、研究に専念していない、もしくは進捗状況に著しい問題があると認められる場合については、支援を打ち切ることがある。）

二 プログラム参加期間中は、常に東京医科歯科大生としての自覚を持ち、滞在国の法律・法令、及び ICL の規則を遵守するとともに、指導教員・受入担当者らの指示に従い、当該国の公序良俗に反することのないよう行動すること。

三 毎月末に学修成果（進捗等）を報告すること。

四 プログラム終了後（原則として1ヶ月以内）に学修・研究活動についての報告書を提出すること。

五 後輩学生等への情報提供や指導、説明会等への参加及び海外協定校等からの交換留学生のサポート等、東京医科歯科大学の国際教育及び国際交流推進にかかる活動に積極的に参加すること。

(失格)

第11条 学長が次の各号のいずれかにより不適格と認めた場合、又は退学をした場合には当該学生はその資格を失い、奨学金の支給を取り消す。

- 一 懲戒、又は停学の処分を受けたとき
- 二 提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- 三 その他、学長が iBSc 派遣学生として不適当と認めた場合

(返還)

第12条 iBSc 派遣学生が前条の規定により資格を失った場合は、すでに支給された金額の全部又は一部を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出によりすでに支給された金額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 一 死亡した場合
- 二 その他特別な事由のある場合

(事務)

第13条 iBSc 派遣学生への奨学金支給に関する運営事務は、関係部局の協力を得て統合国際機構国際交流課の所管とする。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年7月24日から施行する